

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子ども・子育て支援

1-1 多様な子ども・子育て支援サービスの提供

子どもの健やかな育ちを支え、保護者の多様な働き方への対応や子育てに対する不安感・負担感の軽減を図るため、ファミリー・サポート・センターなど各種の子ども・子育て支援サービスを提供するとともに、多様なニーズに対してきめ細かく相談、情報提供を行います。

施策名	概要
ファミリー・サポート・センターの運営	育児の援助をしてほしい人と援助をしたい人が会員になって助け合うファミリー・サポート・センターを運営します。講習会、交流会などを開催し、援助に必要な知識・技術を高め、会員同士の親睦を図ります。
ショートステイの充実	保護者が傷病などにより、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、県内の委託施設などで一定期間養育を行うショートステイの充実を図ります。
臨時保育室（カンガールーム）の設置	子育て中の親が、社会活動・学習活動などに参加できるよう、各種講座、イベント、市議会などの開催時、託児サポーターが保育を行う臨時保育室（カンガールーム）を引き続き設置します。
訪問サポートによる支援	育児に関する悩み等を傾聴するなど、支援を希望する家庭に訪問員を派遣し、親の不安軽減を図ります。また、地域の子育て支援に関する情報提供等を行うなど、他の子育て支援サービスへのつなぎを行い、子育てにおける親の孤立の防止につなげます。
地域における子育ての支援	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座などを通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
ブックスタートの普及	4か月児健康診査の際、おすすめ絵本の紹介を行います。また、図書館などでおすすめ絵本と読み聞かせ行事のリーフレットを配布します。
おもちゃライブラリーの充実	小学生以下の心身障害児や就学前の幼児を対象におもちゃの貸出しを行い、おもちゃを通じた親子のふれあいの場、遊びの場を提供します。また、障害がある子とのふれあいを大切にし、交流の機会づくりに努めます。

施策名	概 要
おもちゃ病院の運営	刈谷おもちゃ病院において、シニア世代の豊富な経験と知識、技術を生かし、おもちゃの修理を通して、子どもたちに、ものを大切にする心・ものづくりの楽しさを育みます。

1-2 幼児教育・保育の充実

すべての子どもたちが、就学前の時期から質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整備します。また、子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえ、保育園・認定こども園、小学校、福祉関係機関などの連携を強化します。

施策名	概 要
待機児童の解消	0～2歳児の待機児童の解消を図るため、私立保育園の新設を支援します。また、一部の公立保育園を0～2歳児の受入れに特化した乳児園へ段階的に移行するとともに、3～5歳児の受入れ先の確保に向けて公立幼稚園を認定こども園に移行します。
保育園・認定こども園における教育・保育の充実	保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、子どもたちが豊かな体験をして個々の発達を促すことができる質の高い教育・保育を提供します。
保育環境の充実	安全で快適な施設を維持するための計画的改修等や事務改善を行います。また、働き方の見直しや業務改善に積極的に取り組み、保育士の教材研究や準備を充実させることで、保育環境の向上に努めます。
保育士・保育教諭の人材発掘と育成	潜在保育士などの復帰支援研修の開催や体験就業など、潜在的人材の発掘と育成に努めます。
保育人材の定着	施設長などに対して、職員が働きやすい職場環境づくりに関する研修を実施します。
保育園・認定こども園、小学校、福祉関係者の連携	子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえて、保育園・認定こども園と小学校との連携を進めます。また、福祉・医療などの関係機関と連携して、早期からの切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。
ほのぼのルームの充実	未就園児及びその保護者を対象に、遊び・交流・子育て相談の場として、認定こども園の施設を開放します。

施策名	概要
園の運営に対する評価・検証	園における教育・保育の振り返りや子どもの育ちに関する改善がP D C Aサイクルで行われるよう、子どもの育ちという観点からの自己評価、外部評価に取り組めます。

1-3 児童館運営の充実

すべての子どもが、心身ともに健やかに育成するための一助として、遊びや学習の場として地域における子育て支援を行うなど、児童館事業の充実を図ります。

施策名	概要
科学体験による学びの場の提供	夢と学びの科学体験館において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学ぶことにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
児童館の充実	子どもや親子が、気軽に遊びや学習の場として利用できるよう環境を整えとともに、多様な講座や行事を開催します。



中央子育て支援センターを核とし、子育てに関する相談機能の充実や交流の場の提供、子育てサークルや子育てボランティアの育成・支援を行うとともに、子育てネットワークの充実を図ります。また、小中学生及び高校生に対する放課後等の居場所づくりについても推進します。

施策名	概 要
地域における子育ての支援	子育て支援センター等の地域子育て支援拠点において、各種行事やイベント、講座などを通して、親同士の交流の場や、子育てに関する情報を提供します。
子育てサークルの育成・支援	育児に関する情報交換、親子の友だちづくりの機会となるよう、子育てサークルの育成、活動の相談、活動の場の提供などを行います。
子育て支援団体等のネットワークづくり	子育て支援団体や子育てサークルなどの市民団体のネットワークづくりを支援するため、子育て支援のためのネットワーク会議を開催します。
地域活動の担い手づくり	子育てサークルなどで活動している子育て家庭と地域をつなぐなど、子育て家庭が子育て支援や地域活動の次の担い手となるような取組みを進めます。
地域活動の担い手を支える仕組みづくり	子育て支援に関わる人材の発掘・育成や地域の子育て支援の連携及びネットワーク化を進めることで、身近な地域での子育て支援を活性化し、担い手を支える仕組みづくりに取り組みます。
世代間交流の充実	保育園・認定こども園の園児が、小中学校の児童生徒や地域住民との交流の機会を持つことができるよう、運動会や地区の行事などにおける交流、老人福祉施設への訪問や地域講師の活用などに取り組みます。
民生委員・児童委員、主任児童委員※ ⁹ の活動支援	子育て世帯への見守りや声かけ、相談対応、あるいは資質向上のための研修など、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。
里親制度の啓発	より多くの市民に里親制度の意義について、理解の促進を図り、里親としての協力を得られるよう、制度の啓発に努めます。

※⁹ 民生委員は、日常生活の相談に応じ、助言や援助を行います。民生委員は、児童委員も兼ねており、児童に関する様々な事柄を把握し、児童健全育成のための活動を支援しています。主任児童委員は、児童福祉を専門に担当しています。

施策名	概要
子育て支援団体・地域住民等との連携	子育て支援団体や地域住民などと連携し、子育て中の親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供するなど、地域住民による子育て支援活動を支援します。
読み聞かせ活動、おはなし会の実施	図書館での絵本の読み聞かせ会、市民センターでのおはなし会など、ボランティアグループ等の協力により実施します。
小学生の居場所づくり	放課後の子どもたちの活動拠点として、放課後子ども教室を実施します。遊びや学習、体験活動、地域住民との交流により、子どもの安全・安心な居場所づくりを推進します。
中学生・高校生の居場所づくり	中高生が気軽に立ち寄ることができる居場所を提供し、同世代の交流を通して、主体的な活動や中高生の自立に向けた取組みを支援します。



身近な場所で、子育てに関する様々な相談や情報提供が受けられるよう、利用者支援体制の構築を図ります。利用者を必要なサービスにつなぎ、子どもと保護者の困りごとの解決を図ります。

施策名	概 要
子育てコンシェルジュによる相談対応	子どもやその保護者の身近な場所に配置した子育てコンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。
子育て情報の提供	行事予定や育児の身近な情報を掲載する「子育てコンシェルジュ通信」を偶数月、「子育て支援センターだより」を奇数月に発行し、公共施設で配布します。また、子育て情報誌等を、母子健康手帳交付時、各種手当申請時、健康診査時などに併せて配布します。
子育て情報誌・子育て支援ホームページの充実	子育てに関する行政サービスや施設などの情報を収集・整理した子育て情報誌、子育て支援ホームページを常時見直し、内容の充実を図ります。
子育て支援センターにおける相談の対応	保育士による電話相談、面接相談、メール相談、グループ相談、訪問相談や、専門員による心理及び発達相談を行います。また、子育てコンシェルジュが、相談者の個別ニーズに合わせたサービス・施設を紹介し、適切な相談先につなぎます。
保育園・認定こども園における子育て相談・育児講座の実施	保育園・認定こども園において保護者を対象に、子育て相談、育児講座などを実施します。
保育カウンセラーの巡回	臨床心理士が保育園・認定こども園を巡回し、保護者や保育士等からの子育てや保育に関する相談に応じます。
子ども相談センターにおける各種相談体制の充実	3歳から19歳までの子どもとその保護者、親族、学校・園関係者を対象に、子どもに関する様々な相談に応じます。

基本目標 2 仕事と子育ての両立支援

2-1 多様な保育サービスの充実

保護者の多様な働き方への対応や仕事と子育ての両立に関する不安・負担の軽減を図るため、延長保育や休日保育など多様な保育サービスを提供します。また、多様な保育・教育ニーズに対してきめ細かく相談、情報提供を行い、利用に結び付けます。

施策名	概要
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、延長保育の充実を図ります。
休日保育の充実	保護者の就労形態の多様化に応えるため、休日保育の充実を図ります。
産前・産後休暇、育児休暇後の職場復帰の支援	出産前や職場復帰前から保育園への入園予約を受け付け、働く女性が安心して出産・子育てを行い、職場に復帰できる環境づくりに取り組みます。
病児・病後児保育の実施	子どもが病気または病気の回復期であり、集団保育が困難な期間において、一時的に子どもを預かる病児・病後児保育を実施します。
認定こども園一時預かり（預かり保育）の充実	認定こども園において、出産や傷病、親族の看護・介護などで、通常の保育時間終了後も引き続き保育を希望する在園児に対して、預かり保育を実施します。
保育園一時預かり（一時保育）の充実	育児疲れ解消などの理由で利用を希望する保護者に対して、小学校就学前の子どもを拠点保育園で一時的に保育します。また、保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭などの理由により、小学校就学前の子どもを状況に応じて緊急一時的に保育します。

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童が豊かな放課後を過ごせるよう、発達段階に応じた主体的な生活や遊びを通じて、きめ細かい対応を行うとともに、学校、家庭、地域等が連携し、様々な体験・交流活動の機会を提供します。

施策名	概 要
放課後児童クラブの充実	保護者の就労形態の多様化に伴うニーズに対応するために、事業の充実を図ります。放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室のプログラムに参加し、多様な体験・活動ができるよう、連携して事業を推進します。また、支援員の資質の向上、地域の人材の活用を図ります。
放課後児童クラブの整備	利用希望者の増加に伴い、各小学校の状況に合わせて第 3 クラブの整備を行います。



富士松北児童クラブ

仕事に就いていても子どもや家族との豊かな時間が持てるように、男女が共に働きやすく、仕事と家庭生活が両立できる職場環境の整備や、男性に対する家事・育児支援等の推進、広く市民へワーク・ライフ・バランスを啓発することなどにより、引き続き、仕事と家庭生活の両立支援を推進します。

施策名	概要
市民だより、ホームページなどによる啓発	市民だより、刈谷市ホームページ、各種報道機関等を通して、男女共同参画の考え方、各種イベント、内閣府が実施する男女共同参画週間などの周知を行います。また、家庭、地域、職場など様々な立場の人に向けた男女共同参画啓発用リーフレットを作成・配布し、さらなる意識の向上を図ります。
男女共同参画講座等の充実	男女共同参画に関する意識の啓発及び推進を目的とした講座や講演会などを実施します。性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともに家事・育児等に関わることの重要性についての意識の向上を図ります。
社会学級等の開催	社会学級等を通じて、男女が協力して子育てを行う意義を考える機会を提供します。
一般事業主行動計画 ^{※10} の実施の促進	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定に関して、情報提供等を行います。
子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発	育児休業制度の定着・促進、勤務時間の短縮などの啓発、再雇用制度の普及を図るため、事業所などに情報提供を行い、子育て家庭に配慮した職場づくりの啓発に取り組みます。
ファミリー・フレンドリー企業の普及、促進	ファミリー・フレンドリー企業（男女ともに仕事と家庭の両立ができる様々な制度と職場環境を持つ企業）についてPRを行います。
再就職希望者の能力開発の支援	育児で一度退職し、子どもが大きくなった時点で再就職を希望する保護者を対象に、再就職セミナーなどの講座を開催します。

※10 企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、(1) 計画期間、(2) 目標、(3) 目標達成のための対策及びその実施時期を定めるものです。

基本目標 3 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

3-1 妊娠・出産への支援

父母ともに、妊娠・出産に対する理解を深められるよう、講座等の実施をするとともに、産後ホームヘルパーの派遣やあかちゃん訪問を実施し、母子の健康の確保や親の不安、負担の軽減に努めます。

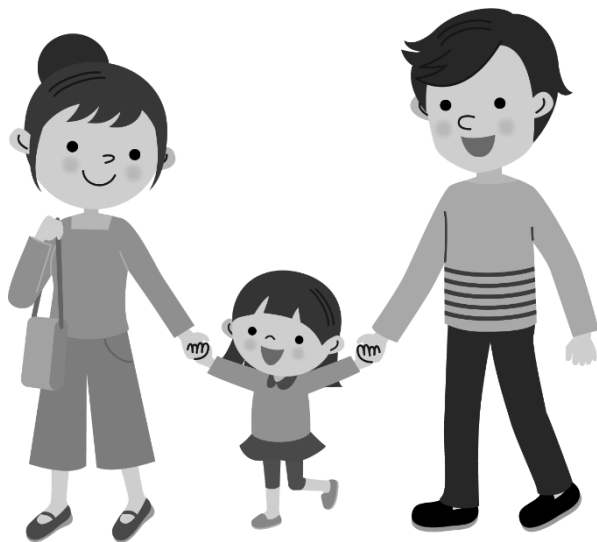
施策名	概要
講座等の開催	初妊婦を対象とした教室、初妊婦とそのパートナーを対象とした講座等を開催し、出産に対する不安の軽減、母子の健康促進、妊娠・出産について、性別にかかわらず子育てを行うことの重要性、子育ての楽しさなどを伝えます。
産後ホームヘルパーの派遣	産後における母子の心身の健康を守るため、核家族世帯等を対象として、一定期間ホームヘルパーを派遣し、家事の支援を行います。
あかちゃん訪問の実施	助産師が生後4か月未満のあかちゃんがいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態を把握するとともに、保護者の多様な相談に応じます。
妊産婦健康診査・妊産婦歯科健康診査の実施	安全な出産を支援するため、妊娠期、出産後に医療機関において健康診査を実施し、不安の軽減を図ります。また、妊産婦歯科健康診査など母親の歯の健康づくりを支援します。
切れ目のない支援の充実	妊娠期から乳幼児期までの時期に必要な支援が受けられるよう、妊娠届出時や妊娠・子育て応援室（子育て世代包括支援センター）において面接・相談を行い、適切な支援につなげ、切れ目のない支援を行います。またアプリを活用し、お知らせや情報提供などによる子育て支援の充実を図ります。
産後ケアの充実	家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない産婦と乳児を対象に、心身を休めながら育児の相談や授乳指導を受けられる産後ケア事業の充実を図ります。
産後の精神的支援	産婦健康診査を充実させ、周産期医療機関と連携することで、産後の精神的支援につなげます。また、産婦に対し、電話相談を実施し、産後の精神的支援と育児不安の軽減に努めます。

子どもの成長の速度や発達の状況は、子どもによってそれぞれ異なるため、子どもに合った成長・発達を支援していくことが非常に重要です。乳幼児健康診査や予防接種を実施するとともに、支援が必要な家庭・保護者に対し、訪問等を実施し、指導、助言等を行うなど、子どもの健やかな成長・発達につながる支援の充実を図ります。

施策名	概 要
乳幼児健康診査・幼児歯科健康診査の実施	子どもたちの健やかな成長を支援するため、4か月児、1歳6か月児、3歳児に健康診査を実施します。また、1歳未満の子どもに愛知県内の医療機関で乳児健康診査を行います。 1歳6か月から3歳にかけては計4回の歯科健康診査、フッ素塗布等を実施し、子どもの歯の健康づくりを支援します。
養育支援訪問の実施	支援が必要とされる家庭を保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施につなげます。
予防接種の実施	予防接種手帳を交付し、各種予防接種が個別に受けやすいように、医療機関との協力体制を強化します。
各種相談の実施	保健師による育児相談、助産師による母乳相談、栄養士による栄養相談、心理相談員による発達相談など、対象者に応じた相談・指導を実施します。
援助を必要とする子どもと家庭への支援	発育・発達に心配のある子どもなど、支援を必要とする家庭への訪問指導、相談を行います。
病気や事故についての学習機会の充実	病気や事故に対する応急手当などの知識不足から生じる不安の軽減のため、保護者へ子どもの病気や事故に関する学習や相談の機会の充実を図ります。

子どもの病気やケガなどの緊急時に、安心して診てもらうことができるよう小児医療体制の充実を図ります。

施策名	概要
小児救急医療体制の充実	愛知県や近隣自治体及び医療機関と調整を図りながら、地域における小児救急医療体制の充実を働きかけます。また、休日の救急診療に関する情報を市民だより等に掲載し、保護者などへの周知を図ります。
小児救急電話相談の紹介	愛知県が実施している、休日・夜間における子どもの急病時の電話相談について、保護者などへの周知を図ります。



基本目標 4 支援が必要な子ども・家庭への支援

4-1 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもたちが将来自らの意思が尊重された自立生活を実現できるよう、「刈谷市障害者計画・第1期刈谷市障害児福祉計画」及び「刈谷市教育大綱」との連携を図り、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていく支援や成年期を見通した乳幼児期、学齢期からの切れ目のない支援を推進します。

施策名	概要
療育ネットワークの充実	市の関連各課、しげはら園、保育園・認定こども園、子ども相談センター、保健所、医療機関など関係機関が連携し、年齢、発達段階や障害の内容などに応じた療育を促進します。
早期療育の機会づくり	発達に心配のある子どもとその親を対象とした1歳6か月児健康診査の事後指導教室（どんぐりルーム）や親子関係の充実、心身の発達を促す療育（ラッコちゃんルーム、ことばの相談室）等を実施し、支援が必要な子ども・家庭の早期発見・早期指導につなげます。また、親子が集まる施設における関わりを通して、発達に心配のある子どもの早期発見・早期支援につなげます。
特別支援教育の充実	従来の特別支援教育の対象の障害だけではなく、発達障害を含め、障害のある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて、生活や学習上の困難の改善または個々の発達援助を図ります。
統合保育の充実	保育園・認定こども園において、障害のある子とない子が一緒に生活する中で、相互理解を通して人と関わる力を育みます。また、保育士・保育教諭に対し、講習会の受講や専門家の助言を受ける機会を設けることで理解を深め、円滑な統合保育を実施します。
障害児を持つ家庭への支援	関係制度の普及・定着に努めるとともに、緊急時や保護者の休養などのための一時預かりを行います。
児童発達支援の充実	発達障害のある子どもを対象に基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行う児童発達支援の充実を図ります。
保育所等訪問支援の実施	保育園などを利用している障害のある子どもに対し、障害児施設等で指導経験のある児童指導員、保育士による訪問指導を行います。
放課後等サービスの充実	小中学生及び高校生等の障害のある子どもに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所づくりや訓練の場を提供する放課後等サービスの充実を図ります。

施策名	概 要
各施設での研修の充実	一人ひとりの子どもが安心して日々を過ごすためには、地域療育センターでの専門的な支援に加えて、保育園・認定こども園、小学校等の保育者や教員による障害に対する正しい知識の習得が求められます。各組織での研修を充実させるとともに、合同での研修を進め、切れ目のない支援を目指します。
関係機関の連携強化	保育園・認定こども園及び小学校の連携を更に充実させ、子ども一人ひとりの育ちをつなぐために、小学校の特別支援教育コーディネーターを中心として、保育園・認定こども園、小学校、地域療育センター、特別支援学校、市役所等が連携し、支援をつなぐ取組みを進めています。また、医療的ケアを必要とする子どもが地域で必要な支援が受けられるよう、関係機関と連携して総合的な支援体制の充実を図ります。
相談支援体制の拡充	学齢後期（中学生・高校生年代）の発達障害児が、自立した成人期を迎えられるための相談支援体制を拡充します。
市民の障害に対する理解促進	障害のある子どもとその家族が安心して地域の中で生活し、健やかに成長できるように、地域で暮らす市民の障害への理解を促進します。そのため、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解に向けた教育や夏祭り等の各種行事の開催支援を進めるとともに、多様な媒体を活用し、障害や障害のある人への理解を深める広報・啓発活動を行います。



小垣江東小学校と刈谷特別支援学校

児童虐待に関する広報や啓発、関係機関との連携強化、在宅支援を中心としたより専門的な相談体制の充実を図るなど、総合的な児童虐待防止対策を推進します。

施策名	概要
要保護者対策地域協議会の充実	要保護児童（保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）、要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）や特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関・団体で組織する要保護者対策地域協議会や実務者会議、ケース検討会議を開催します。
児童虐待防止の啓発	児童虐待の現状、虐待のサイン、通告義務、相談体制、防止施策などの知識の普及を図るため、講演会・研修会の開催や市民だよりによる啓発に取り組みます。
家庭児童相談室の充実	子育てに関する悩みの相談、関係機関への紹介、家庭への訪問などを行い、親等への支援の充実を図り、虐待を未然に防ぎます。また、関係機関と連携をとりながら、子どもに関するあらゆる問題に対応した相談体制の充実を図ります。
虐待ホットラインの充実	児童虐待の防止と早期発見を目的に、家庭児童相談員、保健師などが直通電話で通告・相談を受ける「子ども虐待ホットライン」の充実を図ります。

ひとり親家庭を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を確保するため、個々の家庭の状況に応じ、子育てや生活支援、就業支援、子どもへのサポートなど、総合的な自立支援を行います。

施策名	概要
相談体制の充実	母子等自立支援員を配置し、自立に向けた相談や情報提供などを行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
自立支援教育訓練給付金の支給	就職に必要な技能や資格を取得するため、指定の教育訓練講座を修了した、ひとり親家庭の親に受講料の一部を支給します。

施策名	概 要
高等職業訓練促進給付金の支給	ひとり親家庭の親が、経済的な自立に効果の高い看護師などの資格を取得するために修学する場合、修学期間中の生活費負担を軽減するために給付金を支給します。
母子父子寡婦 ^{※11} 福祉資金の貸付	ひとり親家庭等の経済的自立促進のための資金、子どもの就学に必要な資金を貸し付けます。
児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の助成	児童扶養手当・遺児手当の支給、医療費の一部助成など国、県、市の制度に基づき経済的な支援を行います。
家庭生活支援員の派遣	生活環境の変化により、一時的に日常生活に支障を生じているひとり親家庭等に自立促進のため家庭生活支援員を派遣し、日常生活を支援します。
市営住宅の家賃の減免、保育園の保育料の減免、就学援助	一定の基準を満たすひとり親世帯に対し、市営住宅の家賃の減免、保育園の保育料の減免を実施します。また、公立小中学校へ就学するための学用品費や学校給食費などを援助します。
家具転倒防止金具の取付	中学生以下の子どもと母親から構成される世帯向けに、家具転倒防止金具の取付を行います。

4-4 配偶者等からの暴力（DV）被害者への支援

DVに関する知識の普及や相談体制の充実を進めるとともに、関係機関との連携により被害者の適切な保護及び日常生活への支援を行い、自立促進を図ります。

施策名	概 要
緊急一時保護の実施	DVからの緊急避難が必要な母子に対し、緊急一時避難施設としての母子生活支援施設に保護することにより、すみやかに安全を確保します。
相談体制の充実	DVや女性相談に関する各種相談や相談窓口の紹介、関係機関との連携により、母子生活支援施設への保護や母子の自立促進を支援します。

※11 配偶者のいない女子であって、かつ配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある人のことです。

子育て家庭を支援するため、児童手当等の手当の支給や、子ども医療費や不妊治療費等の助成などを実施し、経済的負担の軽減を図ります。

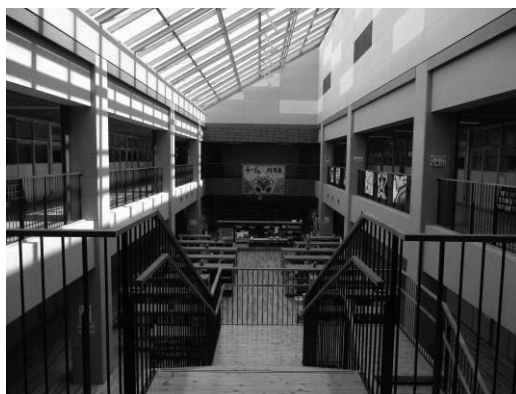
施策名	概 要
児童手当の支給	子育ての経済的負担を軽減するため、国の制度に基づき手当を支給します。
保育園(0～2歳児)多子世帯の保育料の軽減及び無料化	保育園を利用している子ども(0～2歳児)のうち多子世帯の保育料の軽減及び無料化を行います。
保育園(3～5歳児)・認定こども園の給食費の一部無料化	保育園・認定こども園を利用している子どものうち、第3子など一定の要件を満たす場合、給食費の無料化を行います。
私立幼稚園の利用者への給食費の補助	新制度に移行していない私立幼稚園を利用している子どものうち第3子など一定の要件を満たす場合、給食費の一部を補助します。
認可外保育施設利用者の負担の軽減	認可保育園の入園基準を満たす0～2歳児で、保育園の利用を希望しながら認可外保育施設を利用している場合、所得等に応じて利用料を補助します。
子ども医療費の助成	子どもが早期に十分な治療を受けられるよう、入通院にかかる医療費の助成を行い、子どもの健康保持と保護者の経済的負担の軽減を図ります。
妊産婦・乳児健康診査及び妊産婦歯科健康診査費用の助成	妊娠から出産までに係る費用の負担軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備します。
ファミリー・サポート・センター利用者への補助	市町村民税非課税世帯等が受ける援助活動に対し、利用料の一部を補助し、経済的な負担の軽減を図ります。
不妊治療費の助成	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費用の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。
私立高等学校等授業料の補助	私立高等学校などに通う生徒の保護者に対して、授業料の補助を行い、公・私立間における保護者の経済的負担の格差是正を図ります。

基本目標 5 子どもがのびのびと育つ教育環境づくり

5-1 生きる力を育てる学校教育の推進

多様な人と関わり合うとともに、様々な活動、文化、自然などに触れる機会を増やし、子どもが豊かな体験を通して、自ら社会性や進路を選択する力を身に付けられる環境を整えます。

施策名	概要
体験活動等の推進	豊かな人間性を育むため、ボランティア活動、自然体験、福祉体験などの様々な体験活動の充実に取り組みます。
職場体験学習の実施	中学生を対象に、生徒の希望に沿って職場体験学習を行います。
心の教育の充実	読書活動、人権教育、動植物の飼育・栽培などを通して、心の教育の充実を図ります。
異年齢児との交流機会の充実	授業、行事、体験活動などの中で、児童生徒と園児との交流機会の充実を図ります。
思春期保健対策の充実	保健の授業などを通して、体の仕組みや性感染症の理解を深めます。自分の身体を大切にすること、他者を尊重すること、喫煙や薬物などの心身への悪影響等について学ぶ機会を設けます。
保育実習の実施	中学校 3 年生全生徒を対象に、自分の成長過程を振り返り、異世代を知る重要性を学ぶ保育実習を実施します。



刈谷東中学校

5-2

子どもに寄り添った支援の充実

教職員などが子どもの心の状態を把握するとともに、児童生徒がいじめはいけないことであるという意識を持てるように指導を行うなど、いじめの予防・早期発見・解決に向けた取組みを進めます。また、学校、家庭、関係機関が連携し、困難を抱えている児童生徒に対する支援を推進します。

施策名	概要
スクールカウンセラー※ ¹² 等相談体制の充実	スクールカウンセラー、心の教室相談員等を小中学校に配置し、児童生徒からの相談のほか、保護者や教職員の相談に応じます。
いじめ対策の推進	各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催や、児童生徒に対するアンケート調査の実施により、学校全体でいじめ対策に取り組み、いじめの早期発見・解決につなげます。
不登校児童生徒への対応	刈谷市いじめ・不登校児童生徒適応指導調査協力者会議による情報交換や、各学校における特別支援教育、いじめ・不登校対策委員会の開催、北・中・南部すこやか教室における相談、家庭訪問などにより、不登校児童生徒の学校復帰を支援します。

5-3

開かれた学校づくりの推進

各学校において、適宜、情報発信を行うとともに、家庭・地域とともに子どもたちを育成する開かれた学校づくりを進めます。

施策名	概要
学校評議員制度の運営支援	保護者や地域住民などの意向を把握し、開かれた学校運営を推進する学校評議員制度を支援します。
地域住民による教科支援	小中学校において、ボランティアによる読み聞かせなどの教科支援を行います。
地域講師の活用	小中学校の総合的な学習の時間などに、地域の方を講師に招き、特徴のある授業を行います。

※¹² 学校において、いじめや不登校、様々な悩みの相談に応じ、助言等を行う臨床心理士等です。

施策名	概 要
学校のホームページの運営	各学校のホームページを適宜更新し、学校から地域に向けて、情報を発信します。
生活指導懇談会の開催	中学校区別に生活指導懇談会を開催し、児童生徒の見守りなどについて意見交換を行うことにより、地域の見守り活動の促進につなげます。
家庭教育地域推進事業の充実	学校、家庭、地域が連携して、子どもを生み育てる社会環境づくりを推進するため、家庭教育地域推進事業などを実施します。

5-4 地域で多様な経験や価値観を学ぶ場づくり

子どもたちが多様な価値観を身に付けられるよう、自然や文化、芸術などの様々な体験機会の充実を図ります。

施策名	概 要
科学体験による学びの場の提供	夢と学びの科学体験館において、科学遊びや科学体験を楽しんだり、刈谷のものづくりについて学ぶことにより、未来を担う子どもたちの夢と学びの心を育みます。
子ども向けの体験の推進	市民センター、生涯学習センター、美術館など公共施設において、子どもたちが文化・自然などを体験できる様々な機会を提供します。
親子向けの学習・体験の推進	親子向けの工作教室、料理教室、環境講座など、親子で参加できる様々な学習や体験の場を提供します。
子ども会活動の支援	活動の場の提供、活動の参考となる情報提供などを通じ、子ども会の活動を支援します。
ジュニアリーダーの育成支援	中学生・高校生のジュニアリーダーの育成を支援し、子ども会など地域の活動に派遣します。
世代間のふれあいの場の提供	交通児童遊園において、大人から子どもまで楽しめる大型遊具等の設備の充実を図ることにより、世代間のふれあいの場を提供します。

基本目標 6 子どもにやさしいまちづくり

6-1 子育てを支援する都市環境の整備

子どもや子育て家庭に配慮するために、公共空間・設備等におけるユニバーサルデザイン^{※13}の導入など、公共施設の整備に取り組みます。

施策名	概要
公共空間・設備におけるユニバーサルデザインの導入	公共空間や設備においてユニバーサルデザインの導入を図ります。特に、公共施設には、授乳スペース、おむつ交換スペース、多機能トイレ、託児ルームの整備を図ります。
刈谷市交通バリアフリー基本構想の推進	「刈谷市交通バリアフリー基本構想」に基づき、刈谷駅周辺の重点整備地区における生活関連経路（特定道路）の整備を進めます。
人にやさしい街づくりの推進	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、子どもと子育て家庭にも配慮した都市環境の整備を進めます。

6-2 安全・安心なまちづくり

子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれたりしないように、防犯や交通安全についての教育や道路の安全点検、防犯訓練などを実施し、安全・安心なまちづくりを目指します。

施策名	概要
安全教育の充実	警察、学校、保育園・認定こども園などと連絡を密にし、犯罪、交通事故を防止する教育及び啓発を行います。
通学路の安全点検	通学路の安全点検を実施し、歩道の整備、カラー舗装、地下道への非常用警報機の設置など危険箇所の改善を行います。
防犯灯・道路安全灯の整備	夜間の防犯や交通安全を確保するため、防犯灯・道路安全灯を設置します。
子ども 110 番の家との連携	警察と連携し、登下校時などに子どもが不審者に遭った時に駆け込むことができる、子ども 110 番の家について周知を図ります。

^{※13} 文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことです。

施策名	概 要
防犯訓練等の実施	小中学校、保育園・認定こども園において、不審者侵入時の対応などについて防犯訓練を実施します。また、小中学校の全児童生徒に防犯ブザーを配付します。
地域の防犯情報の共有	小中学校、保育園・認定こども園の情報交換を密にするとともに、地域安全パトロール隊との連携を図ります。また、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを活用し、不審者などの情報を共有し、防犯に努めるとともに、刈谷市防犯メールにより、保護者などへの情報提供を実施します。
健やかに育む環境づくりの推進	「愛知県青少年保護育成条例」に基づき、有害環境から青少年を保護するとともに、街頭補導により、青少年の非行防止に努めます。
チャイルドシートの貸出	緊急かつ一時的に自分の家庭外の乳幼児を乗せるため、チャイルドシートの貸し出しを行います。

6-3 遊び場の確保

公園等の整備・維持管理を行うことにより、快適で安全・安心な子どもの遊び場の確保に取り組めます。

施策名	概 要
公園等の整備	快適で魅力あるまちづくりを推進するため、新しい公園の整備や既存公園の再整備を計画的に進めます。
公園等の維持管理	快適な公園環境の維持と、安全と安心の確保のため、遊具の点検、砂場の清掃、樹木管理などを実施します。
住民参加型の公園づくり	誰もが快適に利用でき魅力ある公園を整備するため、地区住民に設計段階から参加を促し、管理運営などに住民の協力を得るなど、住民に愛される公園づくりに取り組みます。